

証文〔A〕

さしあげたてまつるいづきつのこと  
奉ニ差上一札之事

一当村之儀者、碓氷御関所附御要害山改村ニ而御座候間、御  
うしろとおり関所後通江、女者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、男たり共、他領之者、御領内  
あいらためいれもうさずニ而茂外村之者、相改入不<sub>レ</sub>申候、向後共、猶又百性江茂  
もうしつけおき申付置、先規之通相守可<sub>レ</sub>申候、其外新道不分明ニ通路  
つかまつり仕候道等茂御座候者、改三ヶ村・横川村・坂本村評儀吟味  
おかみ之上、御上江御厄介無<sub>レ</sub>之様取計可<sub>レ</sub>申候、仍証文如<sub>レ</sub>件

土塩村

組頭

巳之助印

寛政五年丑正月

同

恒右衛門印

同

弥右衛門印

同

浅右衛門印

名

太郎兵衛印

碓氷

御関所様